

令和5年第4回矢掛町議会第3回定例会（第1号）

1. 会議招集日時 令和5年9月5日 午前9時30分

2. 会議の開閉 (開会) 午前 9時30分  
 (議事) 午前 9時30分  
 (散会) 午後 0時15分

3. 議員の出欠状況

議席 番号	氏 名	出欠等 の別	議席 番号	氏 名	出欠等 の別
1	土井俊彦	出	2	昼田政義	出
3	福田京子	出	4	岸野榮治	出
5	田中輝夫	出	6	原田秀史	出
7	小塚郁夫	出	8	石井信行	出
9	川上淳司	出	10	花川大志	出
11	土田正雄	出	12	浅野毅	出



4. 説明のために出席した者の職氏名

町長	山岡敦	副町長	山縣幸洋
教育長	山部英之	総務防災課長	堀賢一
企画財政課長	松嶋良治	町民課長	妹尾茂樹
税務課長	妹尾一正	健康子育て課長	小川公一
福祉介護課長	稲田由紀子	産業観光課長	池田敏之
建設課長	渡邊孝一	教育課長	藤原徳忠
病院事務長	坪田芳隆	会計管理者	稲田欽也
介護老人保健施設事務長	小出優子	矢掛寮長	西山弘之
総務防災課長代理	立川人土	企画財政課財政係長	石井亮太郎

5. 出席した事務局職員

議会事務局長 守屋裕文 書記 高槻美希

6. 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告

- 日程第4 議案第52号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第5 議案第53号 教育委員会委員の任命に同意を求めることについて
- 日程第6 議案第54号 令和4年度矢掛町一般会計及び各特別会計決算認定について  
議案第55号 令和4年度矢掛町病院事業会計決算認定について  
議案第56号 令和4年度矢掛町介護老人保健施設事業会計決算認定について  
議案第57号 令和4年度矢掛町水道事業会計決算認定について  
議案第58号 令和4年度矢掛町下水道事業会計決算認定について
- 日程第7 報告第4号 令和4年度矢掛町各会計決算に基づく健全化判断比率及び公営企業に係る資金不足比率について
- 日程第8 議案第59号 賑わいのまちやかげ宿創出施設設置条例の一部を改正する条例制定について  
議案第60号 賑わいのまちやかげ宿創出施設の指定管理者の指定について  
議案第61号 矢掛町過疎地域持続的発展市町村計画の一部変更について  
議案第62号 令和5年度矢掛町一般会計補正予算（第4号）について  
議案第63号 令和5年度矢掛町介護保険特別会計補正予算（第1号）について  
議案第64号 令和5年度矢掛町水道事業会計補正予算（第1号）について  
議案第65号 令和5年度矢掛町下水道事業会計補正予算（第1号）について  
議案第66号 令和5年度矢掛町横谷財産区特別会計補正予算（第1号）について  
議案第67号 令和5年度矢掛町西川面上財産区特別会計補正予算（第1号）について

~~~~~

午前9時30分 開会

**○議長（花川大志君）** 皆さん、おはようございます。

9月に入り、間もなく白露の季節を迎えますが、まだまだ厳しい暑さが続いております。

矢掛町においては、先月8月は気温もそうですが心も熱くなる出来事がありました。本町出身の西野彰人君が、第105回全国高等学校野球選手権において高校球児の夢の舞台甲子園のマウンドに立ち、強豪校相手に正々堂々、外連味のないピッチングを披露してくれました。その勇姿に矢掛町民はもとより、岡山全県民を感動の渦へと巻き込み、チームは快進撃を続け、全国大会ベスト8という偉業を成し遂げ、正に矢掛っ子の面目躍如の活躍を果たしました。

全国に羽ばたいた三宅星南君やこの西野彰人君にあやかり、我がまちの子どもたちに、やればできる、夢はかなう、そういった希望の道しるべになることを切に望みます。

ただいまの出席議員は12名であります。定足数に達しておりますので、令和5年第4回矢掛町議会第3回定例会を開会いたします。

なお、病院管理者におかれましては、診療業務のため、本定例会を欠席させていただきたい旨申出がありましたので、御報告いたします。また、上下水道課長より、本日から9月7日までの会議を欠席させていただきたい旨の申出がありましたので、併せて御報告いたします。

それでは、直ちに本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手許に配付のとおりであります。

~~~~~

日程第1 会議録署名議員の指名

**○議長（花川大志君）** 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、6番原田秀史君と、7番小塚郁夫君を指名いたします。

~~~~~

日程第2 会期の決定

**○議長（花川大志君）** 日程第2、会期の決定を行います。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日5日から19日までの15日間といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（花川大志君）** 異議なしと認めます。よって、今期定例会の会期は、本日5日から19日までの15日間と決定いたしました。

~~~~~

日程第3 諸般の報告

**○議長（花川大志君）** 日程第3、諸般の報告を行います。

町長から報告事項がありますので、挨拶を兼ね報告をしていただきます。町長。

**○町長（山岡 敦君）** 皆さん、おはようございます。

本日は、令和5年第4回矢掛町議会第3回定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には、公私御多忙な中、御出席を賜りまして、まことにありがとうございます。

さて、今年の夏の全国高校野球選手権におきまして岡山県代表のおかやま山陽高校が、目標にしていた甲子園3勝、そして、初のベスト8入りを果たしました。どの試合も選手全員が一丸となって最後まで

で諦めず粘り強く戦い、その姿に多くの方々が熱心に声援を送られたことと思います。本町出身選手も晴れの舞台で大活躍し、町民に感動を与えてくれました。

また、この夏さまざまな競技において、本町出身の児童生徒が岡山県代表として中国地区大会や全国大会に出場し、それぞれ優秀な成績を収めました。

今年は、ワールド・ベースボール・クラシックを皮切りに、世界水泳や世界陸上、女子サッカー、男子バスケットボールやラグビーワールドカップなどさまざまなスポーツの大会が目白押しで、来年はパリオリンピックも行われます。日本代表選手たちの活躍に期待したいと思います。

一方、約3年間の長きにわたったコロナ・ウィズコロナの生活下において、本町においてもほとんどの催しが中止になっておりましたが、一時期に比べると落ち着いてきており、多くのイベントが開催されております。地域の元気を取り戻すためにも、ぜひ皆さんで地域のイベントを盛り上げていただければ幸いです。

現在、我が国では電気料金、ガソリン価格をはじめとしたさまざまな物価の高騰に見舞われており、各家庭においても家計のやり繰りが厳しくなっているものと感じております。そうした中、本町の上下水道事業や国民健康保険の運営につきましては、以前からその会計の財政状況や将来見通しが懸念されてきておりましたが、厳しい状態が続いております。

しかしながら、今年3月議会で申し上げましたとおり、今年度は料金改定を行うことなく運営し、町民の皆様の日々の暮らしを下支えすることにつなげてまいります。

また、先月から町民の皆様に配布させていただいております生活応援商品券も今年11月末まで御利用いただけますので、町内でのお買物などの際に役立てていただければと思っております。

さて、今定例会で御審議いただきます案件は、人事案件について2件、令和4年度の決算認定について5件、各会計の決算に基づきます健全化判断比率等の報告について1件、条例の一部改正について1件、指定管理者の指定について1件、過疎計画の変更について1件、一般会計ほか補正予算について6件の計17件でございます。

どうか、適切な御決定を賜りますよう、よろしく願いいたします。なお、本定例会におきましては、一般質問をお受けいたしますので、どうぞよろしく願いいたします。

引き続きまして、報告事項を申し上げます。全部で8件でございます。

報告第1号、自治協議会主催令和5年度地域座談会の開催について、御報告申し上げます。

昨年度も開催いたしました、各地区の地域課題について地域の代表者の方々と語り合う地域座談会を今年度も自治協議会主催で開催させていただくこととなりました。各地区の日程につきましては、お手許にお配りしております日程表で御確認いただきたいと思います。日程順に申し上げますと、まず美川地区が10月23日月曜日、矢掛地区が10月25日水曜日、三谷地区が10月27日金曜日、山田地区が11月1日水曜日、川面地区が11月2日木曜日、中川地区が11月8日水曜日、小田地区が11月10日金曜日でございます。時間は、各地区とも午後7時から8時30分までの予定でございます。今回も各地区の御希望を町政に反映できますよう、有意義な座談会になればと思っております。

議員の皆様におかれましても、自治協議会会長さんから御案内があると思っておりますので、御出席くださいますようよろしくお願い申し上げます。

続きまして、報告第2号、外国語指導助手の新規招致について、御報告申し上げます。

外国青年招致事業として、小学校で指導を行っていたサマンサ・スティックニーさんが7月24日で任

用期間が満了となりました。また、中学校で指導を行っていたマンキ・ウォンさんも8月5日で任用期間が満了となりました。

後任として、お手許に資料を配付しておりますが、ジャック・バックローさんとマリソル・カルデラゴンザレスさんの2名を新しく招致いたしました。

ジャックさんは、イギリス サフォーク州出身で、イースト・アングリア大学で歴史学を専攻、また、マリソルさんは、アメリカ合衆国カリフォルニア州出身で、カリフォルニア州立大学で心理学を専攻していました。お二人とも、矢掛町へ8月7日に着任しており、ジャックさんは小学校で、マリソルさんは中学校で指導を行っております。今回の招致により、本町の英語教育が更に発展するものと期待しておりますので、御報告申し上げます。

報告第3号、新型コロナワクチン令和5年秋開始接種について、御報告申し上げます。

令和5年9月20日から新型コロナウイルスワクチンの秋開始接種が始まります。新型コロナウイルス感染症は、今年5月から第5類感染症に変わっておりますが、7月中旬以降、感染が拡大しております。令和5年秋開始接種の対象者は、新型コロナワクチンの初回接種が終了した生後6か月以上の全ての方で、町内には約1万1,000人程度いらっしゃいます。

ワクチン接種は、町内の医療機関をはじめ、県内の医療機関などでも接種できます。また、接種には事前の予約が必要ですので、インターネット予約又は町のコールセンターでお受け付けしておりますので、お気軽にお問い合わせくださいますよう、よろしく御願い申し上げます。

報告第4号、令和5年秋の交通安全県民運動の実施について、御報告申し上げます。お手許に配付しておりますリーフレットを御覧いただきたいと存じますが、毎年行われております秋の交通安全県民運動が9月21日木曜日から30日の土曜日までの10日間、“交通ルール 守って笑顔 晴れの国”をスローガンに県下一斉で行われます。

矢掛町では、秋の交通安全県民運動期間中、交通安全推進大会を実施するとともに、警察署や関係団体の皆様と協力しながら交通事故ゼロを目指し、更なる交通安全の周知を図ってまいります。

町民の皆様におかれましては、改めて交通ルールは絶対を守る、自分の安全は自分で守る、そして事故は起こさないという強い気持ちを持って交通事故防止に努めていただきたいと思います。どうか、議員の皆様におかれましても、引き続き、交通事故ゼロを目指し、御協力いただきますようお願いを申し上げます。

報告第5号、キッズフェスティバルの開催について、御報告申し上げます。

来る10月21日土曜日午前10時30分から午後1時30分まで、矢掛町総合運動公園におきまして、キッズフェスティバルを開催いたします。キッズフェスティバルは、子育て応援イベントとして年1回開催しておりますが、昨年度までは新型コロナウイルスの影響で、町内の子どもたちのみを対象にし、小規模な開催となっておりますが、今年度は、町内・町外を問わず御参加いただけることにしております。

また、今年度はやかげDMOによります子育てイベントと同じ日、同じ場所で共同開催としておりますので、全体として規模が大きくなる予定でございます。当日は、各種団体の出店や、やかげ児童合唱団をはじめとする町内の子どもの歌、ダンス、神楽などのステージイベント、ふれあい動物園などを予定しております。どうか大勢の方に御参加いただき、親子の交流をはじめ、来場される多くの方と交流をはかっていただき、子どもたちの豊かな社会性や人間性を育むきっかけとしていただきたいと思います。

おります。

報告第6号、矢掛町協働のまちづくり・社会福祉協議会・生涯学習のつどい表彰式の開催について御報告申し上げます。

来る11月4日土曜日9時30分からやかげ文化センターホールで、矢掛町協働のまちづくり・社会福祉協議会・生涯学習のつどい表彰式を開催いたします。昨年度までは3つの表彰式を時間、場所を変え、別々に行っておりましたが、今年度からは合同で行います。

協働のまちづくり表彰は、町民をはじめ、さまざまな主体が取り組む魅力あふれる地域づくりに顕著な功績のあった個人・団体を表彰するものであります。

その中で、末永三喜太賞として表彰をしておりますが、これは、本町出身の故末永三喜太氏から、生前に御寄附いただいた財産で創設した末永基金を活用して表彰するものでございます。社会福祉協議会表彰は、いきいきサロンやボランティア活動など地域福祉への顕著な功績があった個人・団体や、フードバンク、共同募金活動への協力者・団体を表彰するものでございます。生涯学習のつどい表彰は、社会教育活動に貢献した個人・団体の表彰、小・中学生による明るい家庭づくり作文及び町並み写生大会の表彰でございます。

また、文化センターロビーでは、10月31日から11月12日までの間、各地区公民館の作品や児童・園児による町並み写生大会の絵画展示を行います。これらの表彰により、一層、今後の本町の文化、スポーツ振興、地域振興につながっていくことを期待しております。

続きまして、報告第7号、第9回健康フェスタ in やかげの開催について御報告申し上げます。

来る11月4日土曜日正午から午後3時まで、矢掛町農村環境改善センターホールにおきまして、第9回健康フェスタ in やかげを開催いたします。健康フェスタは、町民に健康づくりの情報を提供し、また、楽しみながら御自身の健康状態を確認していただくことで、健康について高い意識を持っていただくことを目的としております。

当日は、栄養委員や愛育委員などの健康増進に関するコーナーをはじめ医療相談や健康体験コーナーなどを設ける予定としており、来場者には記念品を用意させていただく予定としております。町民の皆様には、ぜひ御参加くださいますようお願い申し上げます。

最後です。報告第8号、“HARMONY 元タカラジェンヌたちの夢の協演”の開催について、御報告申し上げます。

矢掛町及び教育委員会の主催により、11月5日日曜日午後3時から、やかげ文化センターホールにおいて、“HARMONY 元タカラジェンヌたちの夢の協演”を開催いたします。内容といたしましては、宝塚の名曲から人気のミュージカル曲、そして、誰もがいつしか耳にしたことのある懐かしのメロディーなどを元タカラジェンヌの方々の洗練されたダンスや歌声でお届けいたします。さらに、ハイレベルな箏やピアノの奏者などとの協演も予定しており、華麗なる宝塚の世界へといざないます。

チケットは、全席指定一般3,000円、高校生以下1,000円でやかげ文化センターほかで現在好評販売中です。この機会に、議員の皆様、町民の皆様お誘い合わせの上、華やかな夢の舞台を御覧いただきますよう御案内申し上げます。

以上でございます。

**〇議長（花川大志君）** 町長からの報告が終わりました。

次に、議長としての報告を行います。

議会閉会中の議長としての主な行事への出席については、お手許の一覧表を御覧ください。次に、監査委員から例月出納検査の結果報告書が提出されておりますので、御一読の上、各自御検討をお願いいたします。また、議員派遣報告一覧表も配付しておりますので、併せて御覧ください。さらに、請願の提出がありましたので、請願文書表のとおり配付いたしておりますので、こちらも御覧ください。

以上で、諸般の報告を終わります。

~~~~~

日程第4 議案第52号 人権擁護委員候補者の推薦について

**○議長（花川大志君）** 日程第4、議案第52号、人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。執行部に提案理由の説明を求めます。町長。

**○町長（山岡 敦君）** それでは、議案第52号、人権擁護委員候補者の推薦について、提案理由を御説明申し上げます。

人権擁護委員であります藤原立志氏、長屋裕介氏の2名の任期が、本年12月31日をもって満了いたします。このことに伴いまして、引き続き、矢掛町東三成1485番地1藤原立志氏と、新たに矢掛町西川面184番地2関戸孝雄氏の2名を委員候補者として推薦したく、人権擁護委員法第6条第3項の規定によりまして、議会の御意見を承りたく、この議会に提出させていただくものでございます。

経歴につきましては、お手許に配付いたしております資料番号1を御覧いただきたいと存じます。藤原氏につきましては、平成27年1月から現職委員として御活動いただいております。また、新任の関戸氏は、平成30年3月に小田小学校を退職後、令和5年3月まで矢掛町教育委員会教育課社会教育指導員として勤務され、2名ともその豊富な経験を生かしていただきたく推薦させていただくものでございます。就任後の任期は、令和6年1月1日から3年でございます。

なお現在の本町の人権擁護委員は、伊達佳枝氏、渡邊惣市氏、山本静枝氏、加藤光子氏と今回お願いしております2名の計6名でございます。どうぞ、よろしく願いいたします。

**○議長（花川大志君）** 提案理由の説明が終わりました。

ただいまから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（花川大志君）** 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（花川大志君）** 討論を終結いたします。

これより採決を行います。お諮りいたします。議案第52号は、原案のとおり同意することに決して、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（花川大志君）** 異議なしと認めます。よって、議案第52号、人権擁護委員候補者の推薦については、原案のとおり同意することに決しました。

~~~~~

日程第5 議案第53号 教育委員会委員の任命に同意を求めることについて

**○議長（花川大志君）** 日程第5、議案第53号、教育委員会委員の任命に同意を求めることについてを議題といたします。執行部に提案理由の説明を求めます。町長。

**○町長（山岡 敦君）** それでは、議案第 53 号、教育委員会委員の任命に同意を求めることについて、提案理由を御説明申し上げます。

矢掛町教育委員会委員の檜崎裕志氏が令和 5 年 9 月 30 日をもって任期が満了いたします。このことに伴いまして、新たに、矢掛町中 1754 番地三宅祐志氏を任命させていただきたいと存じますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 4 条第 2 項の規定によりまして、この議会で同意を求めるものでございます。

経歴につきましては、お手許に配付しております資料番号 2 を御覧いただきたいと思います。三宅氏は、昭和 55 年 9 月から平成 30 年 3 月に笠岡市立大井小学校校長を定年退職されるまで、長きにわたり学校教育に尽力され、豊富な経験を有しておられます。

任期につきましては、本年 10 月 1 日から 4 年でございます。なお、教育委員は現在、妹尾美智恵氏、青江淳子氏、渡邊 求氏とこのたび改選されます三宅氏の計 4 名でございます。どうぞ、よろしく願います。

**○議長（花川大志君）** 提案理由の説明が終わりました。

ただいまから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（花川大志君）** 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（花川大志君）** 討論を終結いたします。

これより採決を行います。お諮りいたします。議案第 53 号は、原案のとおり同意することに決して、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（花川大志君）** 異議なしと認めます。よって、議案第 53 号、教育委員会委員の任命に同意を求めることについては、原案のとおり同意することに決しました。

~~~~~

日程第 6 議案第 54 号 令和 4 年度矢掛町一般会計及び各特別会計決算認定について

議案第 55 号 令和 4 年度矢掛町病院事業会計決算認定について

議案第 56 号 令和 4 年度矢掛町介護老人保健施設事業会計決算認定について

議案第 57 号 令和 4 年度矢掛町水道事業会計決算認定について

議案第 58 号 令和 4 年度矢掛町下水道事業会計決算認定について

**○議長（花川大志君）** 日程第 6、議案第 54 号から議案第 58 号までを一括議題といたします。執行部に提案理由の説明を求めます。町長。

**○町長（山岡 敦君）** それでは、議案第 54 号から議案第 58 号までの令和 4 年度各会計の決算認定について、御説明申し上げます。

一般会計及び特別会計決算につきましては、地方自治法第 233 条第 3 項の規定、また、企業会計につきましては、地方公営企業法第 30 条第 4 項の規定に基づきまして、この議会に認定をお願いするものでございます。

なお、決算書と併せまして、法令に基づきます主要な施策の成果に関する説明書と監査委員の意見書



を提出いたしておりますので、御認定いただきますようよろしくお願いいたします。

詳細につきましては、後ほどそれぞれ説明させていただきますが、私のほうから、多少内容に触れさせていただきます。

まず、議案第 54 号、令和 4 年度矢掛町一般会計及び各特別会計決算認定についてでございますが、令和 4 年度の地方財政につきましては、引き続き公債費及び社会保障費の増傾向が続いていく中、地方財源の不足、これも継続しており構造的にも極めて厳しい状況となっております。

しかしながら、本町では、めまぐるしく変化する国策にも十分配慮し、収入面の確保について職員共々創意工夫をしながら積極的に財源探しをする中で、体力のある財政運営に取り組んでまいりました。

また、令和 4 年度は、令和 2 年度から続く新型コロナウイルス感染症への対応に加え、ロシアのウクライナ侵攻に端を発した物価高騰により大きな影響を受けた町民の生活支援に最大限注力したところでございます。

感染拡大防止のために、各公共施設において必要な感染防止策を講じながら、希望する方が早期にワクチンを接種できるよう町内の医療機関にも御協力いただきながら、可能な限りの早期実施に努めました。

また、物価高騰に対する支援としては、町民 1 人当たり 5,000 円、18 歳までの子どもについては 1 人当たり 1 万円の生活応援商品券の配布をはじめ、低所得世帯への支援金などさまざまな支援策を実施してまいりました。

令和 4 年度は、重伝建地区を中心とした景観整備等の都市再生整備事業に加え、ハード・ソフトの両面から新たな魅力づくりを目指したかわまちづくり事業への取組を本格的に開始いたしました。

そのほかにハード面では、B&G 海洋センタープールの大規模改修事業のほか、運動公園線や土井行部線などの道路改良や狭あい道路の拡幅整備、町内各所の防災対策事業などの各種施策に取り組んでまいりました。また、ソフト面では、国の交付金を活用して、まるごと道の駅の活性化のための各種事業や観光関係団体等による地域創生事業推進協議会を中心に、観光消費額の増加、地域産業の活性化による持続可能なまちづくりの推進を図ったほか、引き続き、自治協議会活動補助、地域福祉バスの運行、定住促進助成、そして保育料の無償化や子ども医療費の助成、結婚祝金・誕生祝金の支給などを行ったところでございます。

そのほか、介護予防、高齢者等見守りなどの高齢者福祉施策をはじめ、保健・福祉・医療の連携などによる保健福祉と健康づくりの推進など、住民生活に密着した各種施策に取り組みました。その結果といたしまして、一般会計の決算規模は、歳入総額 98 億 5,959 万円、歳出総額は 93 億 6,673 万 5,000 円、差引き 4 億 9,285 万 5,000 円となり、昨年度に比べ歳入総額が 2.6 パーセント、歳出総額が 3.2 パーセントの減となっております。

そして、繰越明許費の財源 7,985 万 3,000 円を次年度に繰り越し、実質収支 4 億 1,300 万 2,000 円の黒字決算となりました。そのうち、法令等に依りまして、財政調整基金へ 2 億 700 万円を積み立てております。

計数的な説明につきましては会計管理者、財政状況につきましては企画財政課長が説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

次に、議案第 55 号、令和 4 年度矢掛町病院事業会計決算認定についてでございますが、令和 4 年度の病院事業におきましては、新型コロナ対策として、引き続きワクチンの個別接種や院内感染防止に取

り組んだものの、感染爆発の波やクラスターが断続的に発生し、職員の人員体制が整わず、通常診療の一部制限を余儀なくされる状況が続きました。こうした状況ではありましたが、令和4年度の収益的収支は、特別利益の影響もあり4年ぶりに黒字を計上しております。

次に、資本的収支では、企業債のほか一般会計からの出資金や国民健康保険特別会計からの補助金などを財源に、地域に適した医療を継続するため、計画的な医療機器や施設設備の更新などを行いました。

医療機関においては、コロナの影響がいまだに続いている中ではありますが、常に健全経営を念頭に運営を行っておりますので、引き続き格別の御支援をお願いいたします。

詳細につきましては、病院事務長が説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

次に、議案第56号、令和4年度矢掛町介護老人保健施設事業会計決算認定についてでございますが、令和4年度の介護老人保健施設事業は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策に努めてまいりましたが、クラスターの発生により利用者の受入れを一時中止する状況となりました。

また、電気代や物価の高騰により支出が増加し、収益的収支では、純損失を計上することとなりました。

資本的収支では、介護ベッドや送迎車の更新を行うなど、より良いサービスの提供のため施設の環境整備を行いました。

詳細につきましては、介護老人保健施設事務長が説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

次に、議案第57号、令和4年度矢掛町水道事業会計決算認定についてでございますが、令和4年度の水道事業の主な取組といたしましては、安全で安心な水の安定供給のため、老朽施設の更新や適正な維持管理に努めました。こうした中、収益的収支では、当年度純利益を計上することができました。また、資本的収支では、負担は増しますが将来の備えである老朽施設更新事業への設備投資を実施いたしました。

詳細につきましては、副町長が説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

次に、議案第58号、令和4年度矢掛町下水道事業会計決算認定についてでございますが、令和4年度の下水道事業の主な取組といたしましては、経営の効率化を目的とした農業集落排水処理施設統合事業などの実施や維持管理の適正化に努めました。

こうした中、収益的収支では純利益を計上しましたが、資本的収支では、農業集落排水処理施設の統合事業、施設長寿命化事業への設備投資及び企業債の償還などにより、大きく資金不足となっております。

詳細につきましては、副町長が説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

**○議長（花川大志君）** 次に、詳細な内容の説明を求めます。会計管理者。

**○会計管理者（稲田欽也君）** それでは、議案第54号、令和4年度矢掛町一般会計・特別会計歳入歳出決算書を説明いたします。まず、1ページ、2ページをお開きください。令和4年度の矢掛町各会計の決算の一覧表でございます。

この一覧表につきましては、2ページの一番右の列、実質収支額が全ての会計でマイナスがなく、黒字であるということを御承知いただきたいと思っております。

それでは、一般会計3ページをお開きください。一般会計は、一般的な行政運営にかかる収入支出を扱う会計です。

まず歳入で、款1町税、収入済額16億486万8,228円、調定に対する収納率は98パーセントでございます。次に、不納欠損額としまして236万7,054円で対象者数67人、平成29年度以前のものについて、生活困窮者、本人の死亡あるいは行方不明、会社の倒産という理由などで不納欠損の処理をしております。その右の欄、収入未済額は2,972万6,826円、対象者数は416人でございます。

次に、款10の地方交付税は、収入済額38億7,100万9,000円で歳入の中で一番大きなものとなっております。昨年度とほぼ同様の額でございます。

次の5ページをお開きください。款13使用料及び手数料の収入未済額45万4,804円ですが、内訳としましては、道路占用料1件1,460円、町営住宅使用料5人38万1,434円、特定公共賃貸住宅使用料1人7万1,910円でございます。

款14国庫支出金は、収入済額11億8,687万5,121円。昨年度と比べ、国の新型コロナウイルス感染対策補助金の減により減少しております。

次に、款15県支出金では、収入済額4億1,557万4,347円。昨年度とほぼ同様の額です。

次に、款17寄附金は収入済額5億1,403万6,295円で、昨年と比較しますと約5倍の伸びとなっております。その多くのはふるさと納税寄附金の増収でございます。

次に、款18繰入金の項の2基金繰入金です。収入済額3億9,897万523円で、基金の中で繰入額が一番大きなものは、減債基金2億962万円でございます。

次に、款20諸収入の項の4貸付金元利収入の収入未済額7,470万114円で、その内訳は、住宅新築資金等貸付金27件7,357万7,646円、生業資金貸付金3件72万3,498円、生活改善資金貸付金2件39万9,000円となっております。

次に7ページになりますが、款20の項7の雑入は1億4,490万1,870円で、主なものを申し上げますとB&G海洋センター修理助成金3,000万円、太陽光売上収入1,643万9,469円などがございます。

款21町債です。収入済額6億1,955万1,000円、昨年度と比べますと40.3パーセント減となっております。大きなものは臨時財政対策債の減であります。

次の9ページをお開きください。歳出につきましては、添付しております主要な施策の成果に関する説明書に各部門の事業内容を記載しておりますので、そちらを御覧いただきまして、ここでは執行率を申し上げます。なお、執行率は翌年度繰越額を除いたものでございます。

議会費97.8パーセント、総務費91.6パーセント、民生費97.2パーセント、衛生費90.8パーセント、農林水産業費95.7パーセント、商工費88.7パーセント、土木費98.3パーセント、消防費95.7パーセント、一枚おめくりいただきまして11ページに行きます。教育費94.3パーセント、災害復旧費96.3パーセント、公債費99.9パーセント、諸支出金100パーセント、予備費は0となっております。

翌年度への繰越しを除いた全体の執行率は95.9パーセントでございます。歳入歳出差引残額は、4億9,285万5,136円、うち翌年度へ繰り越すべき財源7,985万3,381円、うち財政調整基金繰入金2億700万円、差引残額は2億600万1,755円でございます。

一般会計は、以上であります。

次に、230ページをお開きください。国民健康保険特別会計です。この会計は国民健康保険の医療費給付や健康増進事業などを行うものです。

まず、被保険者数を申し上げますと、令和4年度末時点で2,748人、加入世帯数は1,814世帯であります。

まず歳入で、款1国民健康保険税です。収入済額2億1,960万2,444円、収納率は昨年と同様の93.6パーセントでございます。不納欠損額19万3,700円、対象者は9人、平成29年度以前のものを対象としており、生活困窮者、本人の死亡、行方不明などの理由で処理しております。収入未済額1,491万6,158円で対象者は91人です。そして、歳入合計、収入済額16億1,637万8,381円でございます。

次は232ページ、歳出に移ります。歳出につきましては、健康保険の支払いが主であります。主なものは款2の保険給付費支出済額11億6,175万9,529円、次に保健事業を行う費用で款6の保険事業費2,933万6,244円でございます。

次の234ページをお願いいたします。歳出合計の支出済額は15億8,248万6,109円で、歳入歳出差引残額3,389万2,272円から支払準備基金に50万円を繰入れ、差引残額は3,339万2,272円でございます。

国民健康保険特別会計は、以上であります。

次に、259ページをお開きください。介護保険特別会計（保険事業勘定）の説明をさせていただきます。この会計は介護保険給付等を行う会計で、令和4年度末の第1号被保険者数は5,274人でございます。

歳入の款1保険料は、収入済額3億7,172万4,465円でございます。不納欠損額23万1,000円は、対象者数6人、介護保険法第200条第1項の規定に基づき、生活困窮者、本人の死亡などを理由に処理しております。収入未済額182万9,035円、対象者数27人となっております。

次に、款4の国庫支出金、収入済額5億3,989万7,165円、昨年度より2.3パーセントの減でございます。歳入合計の収入済額は21億5,323万1,504円でございます。

次の261ページから歳出でございます。主なものを申し上げますと、款2保険給付費、支出済額17億8,366万6,597円、歳出総額の90.1パーセントを占めております。歳出合計、支出済額19億7,850万243円、歳入歳出差引残額1億7,473万1,261円から、支払準備基金に2,000万円を繰入れ、差引残額1億5,473万1,261円となっております。

次に、288ページをお開きください。介護予防支援事業所の業務などを行う介護保険特別会計（サービス事業勘定）でございます。

歳入の款1サービス収入444万5,040円、内容は介護予防のサービス計画費の収入でございます。款8の繰入金是一般会計からの繰入金348万8,820円などを加え、歳入合計1,804万2,477円となっております。

次に歳出、款2のサービス事業費1,257万7,904円が歳出のほとんどで、内容は、職員の給与などがあります。歳入歳出差引残額は101万9,533円でございます。

介護保険特別会計は、以上であります。

次に、297ページをお開きください。次の後期高齢者医療特別会計、この会計は、75歳以上の高齢者などを対象とした医療費制度の会計です。令和4年度末の被保険者数は3,058人。昨年より46人の増となっております。

まず歳入で主なものを申し上げますと、款1後期高齢者医療保険料、収入済額1億8,633万4,250円で、収入未済額23万7,950円、対象者数11人でございます。不納欠損額1万1,500円ではありますが、対象者数2名、高齢者の医療の確保に関する法律の規定に基づき、本人の死亡を理由に処理しております。款3繰入金6,125万4,426円。これは、低所得者に対する保険料の減額分を繰り入れたものでございます。歳入合計、収入済額は2億5,038万2,818円でございます。

次に歳出ですが、款2 保険料等負担金となる後期高齢者医療広域連合納付金の支出済額2億4,267万56円が主なものであります。歳出合計、支出済額2億4,765万256円、歳入歳出差引残額は273万2,562円となっております。

後期高齢者医療特別会計は、以上であります。

次に、306ページをお開きください。地域開発事業特別会計で、この会計は町で開発行為等を行う場合に使用するものであります。

歳入につきましては、歳入合計2,804万8,140円、歳出につきましては、測量設計や工事請負費など合計2,258万5,827円の支出となっております。歳入歳出差引残額546万2,313円でございます。

次の313ページから、各財産区特別会計の決算及び404ページからの財産に関する調書は、それぞれ御覧いただきまして、説明は省略させていただきます。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしく願いいたします。

**○議長（花川大志君）** 企画財政課長。

**○企画財政課長（松嶋良治君）** それでは、私のほうで財政状況の説明をさせていただきます。

決算書の次に綴っている冊子、主要な施策の成果に関する説明書で説明いたしますので、それを御覧いただきたいと思っております。よろしいでしょうか。3ページ、4ページをお開きいただきたいと思っております。

まず、財政状況について、比較分析一覧表で説明をさせていただきます。普通会計の決算統計ベースの令和4年度比較分析表で、前年度及び類似団体の数値を併記して比較を行っております。

まず、左のページの上側が人口1人当たりの歳入の状況でございます。前年と比べて変化の大きいものでみますと、一番上の地方税の増は、新型コロナウイルス感染症に関連する固定資産税減免の終了等によるもの、中ほどまで下がりまして、地方交付税の増は、法人税収の増等による普通交付税の追加交付によるもの、さらに下に行きまして、国庫支出金の減は、令和3年度に実施した子育て世帯や低所得世帯への給付金の減等によるもの、その4つ下の寄附金の増は、ふるさと納税の増、その下の繰入金金の増は財政調整基金の取り崩しを行ったことによるもの、一番下の町債の減は、前の年の中川南避難所建設事業や消防団器庫建替え事業の完了等による建設事業費の減及び臨時財政対策債の減によるものです。

次に、下側の人口1人当たり性質別歳出の状況で、増減の大きいものでは、2番目の扶助費の減はコロナ対策の給付金の減、4番目の物件費の増は電気料金をはじめとしたさまざまな物価の高騰によるもの、7番目の積立金の増はふるさと納税寄附の増、下のほうへ行って、投資的経費の減は、ハード事業の減によるものでございます。

類似団体との比較では、矢掛町のほうが多いのが、人件費、公債費、物件費、補助費等、投資・出資・貸付金で、矢掛町のほうが少ないのが、扶助費、維持補修費、積立金、繰出金、投資的経費という状況でございます。

次に、右側4ページの上の人口1人当たり目的別歳出の状況で、これは、決算統計がベースですので決算書の款とは内訳が少し違っておりますが、決算額の大きいものでは、順に、民生費、総務費、土木費で、増減の大きいもので申し上げますと、増となっているのが、総務費、教育費でございます。

総務費では、生活応援商品券事業やふるさと納税の経費等、教育費では、B&G海洋センタープールの大規模修繕の実施等によるものです。

一方で、減となっているのが、民生費、衛生費、商工費、消防費でございます。民生費では、子育て世帯や低所得世帯への給付金の減、衛生費では、西部衛生施設組合の最終処分場建設への負担金の減、

商工費は、新型コロナ対策の事業者支援等の減、消防費では、消防団矢掛分団と中川分団の器庫建替え事業完了によるものです。

その下の決算の状況で、この表は人口1人当たりではなく、実数でございます。右側の指標がありますが、一番上、経常収支比率は85.4パーセントで、その右側にあります3年度の82.9に比べて若干数値は悪化しております。

経常収支比率の用語の説明をさせていただきますと、分母が、毎年経常的に入ってくる使い道に制限の無いお金——例えば、地方税や地方交付税や地方譲与税などがこれに当たります。そして分子が、毎年必ず支払わなければならない——例えば、人件費や社会保障費などの扶助費、あと公債費——借金の返済でございますが、これらの義務的経費で、これがどの程度の比率で充てられているかというものでその比率のことを言います。

経常収支比率が低いということは、分母が大きく、先ほど挙げた義務的経費以外に使える財源に余裕があるということで財政の弾力性が高いということになり、逆にこの比率が高いと財政に余裕がなく硬直化しているといえます。

今回の数値の悪化の要因は、臨時財政対策債の減など自由に使えるお金が減ったこと。あと、人件費などの義務的経費が増えたこと、そういったことによるものでございます。

すぐ下の米印で表した指標に関しましては、過疎対策事業債の交付税措置されない分を例年、償還財源として減債基金へ積み増しをし、将来負担に備えている点を踏まえ、それを特定財源として加味した場合の比率としてあらわしております。

また、一番下の実質公債費比率は8.7パーセントで、まず健全な数値となっております。

参考までに、実質公債費比率とは、財政規模に対する借入金の償還、つまり、借金の返済額の割合のことで、この割合が高くなればこの数値が高くなり、高いほど財政の弾力性は低下すると言われております。

次にその下の、人口1人当たり積立金、地方債現在高、債務負担行為の状況ですが、類似団体と比較して、一番上の積立金現在高は大幅に多いという状況で、これは、従来からの財政運営、資金運用の成果かと思えます。

またその下、地方債現在高も類似団体より多い状況ですが、前年比では少なくなっているところでございます。

比較分析につきましては以上でございまして、次に8ページをお開きください。これは、投資的経費の状況を表しております。

目的別の投資額の多いほうから3つ、ベスト3を申し上げますと、一番大きいのが、中ほどの土木費でございまして約5億2,500万円。多くは道路維持、道路新設改良、かわまちづくり事業、都市再生整備事業でございます。2番目が、その2つ下の教育費で約1億2,100万円。海洋センタープールの大規模修繕が主な事業でございます。3番目が一番上の総務費で約1億円。主なものは、防災対策事業でございます。

次に、12ページをお開きください。これは、事業別借入額表でございます。

ソフト事業もありますので非常に多くの事業がございますが、一般会計として、表の一番下の合計で約6億2,000万円となっております。

右の備考欄に説明書きがあり、過疎という文字が多くみられると思いますが、過疎対策事業債を有効

な財源として多く活用していることがお分かりいただけるかと思えます。

また、下側の表が借入額の資金区分と借入利率でございますが、御覧のとおり、低金利時代を反映して、非常に低利の借入となっております。

一枚おめくりいただきまして、13 ページ、年度末の目的別町債現在高の表でございます。

一番右側の数字が令和 4 年度末の現在高で、一般会計の一番下の計を見ていただきますと、約 94 億 7,300 万円でございます。その内訳として、上の普通債、総務から教育までございますが、これの小計を御覧いただきまして、現在高が約 63 億 600 万円で、そのうちカッコ書きが交付税措置で約 39 億 6,000 万円となっております。これは、借入金の残高は約 63 億円ありますが、償還する際に約 40 億円は普通交付税として国から入ってくるというもので、すなわち、その差引額が実際の町の負担額ということになります。

そのほかに、災害復旧債と、その下にその他とありますが、その他の減税補填債と臨時財政対策債につきましては、特別な地方債として 100 パーセント交付税算入される地方債でございます。右下の一番下の合計約 94 億 7,300 万円のうち、交付税措置額は約 70 億 3,400 万円という状況でございます。

続いて 14 ページから、特別会計の状況についてそれぞれ記載しており、また、それ以降に、一般会計の各部門の成果、さらに、資金の運用状況をそれぞれ掲載しておりますので御覧いただき、説明は割愛させていただきます。

以上で説明を終わります。

**○議長（花川大志君）** お諮りいたします。説明の途中ですが、ここで休憩いたしたいと思えますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（花川大志君）** 異議なしと認めます。よって、10 時 50 分まで休憩いたします。なお、先ほど教育委員会委員の選任に御同意いただきました三宅祐志さんが御挨拶に来られておりますので、議員の皆様にはこの後、議員控え室にお集まりいただきますようお願いいたします。休憩。

午前 10 時 33 分 休憩

午前 10 時 50 分 再開

**○議長（花川大志君）** 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を開き、議案説明を続けます。病院事務長。

**○矢掛病院事務長（坪田芳隆君）** それでは、議案第 55 号、矢掛町病院事業会計決算を説明させていただきます。

まず、令和 4 年度の患者数は入院延べ 3 万 5,080 人、外来延べ 3 万 7,488 人の合計 7 万 2,568 人でした。特に入院においては、クラスターやコロナの感染爆発の波が続いたことで、職員に家族を含めた感染者や濃厚接触者が断続的に発生、入院患者数を抑制せざるを得ない状態が慢性化したため、全体としても前年度から 2.8 パーセントの減となりました。

それでは、2 ページをお開きください。令和 4 年度矢掛町病院事業決算報告書でございます。決算額のみ説明させていただきます。また、このページは消費税込みの額で表示をいたしております。

まず、収益的収入及び支出の収入でございますが、病院事業収益決算額が 17 億 3,819 万 756 円。内訳といたしまして、医業収益と医業外収益及び特別利益でございます。なお、特別利益 2,876 万 7,000 円は、退職給付引当金の戻入益でございます。

続いて支出でございますが、病院事業費用決算額が 17 億 1,344 万 1,909 円。内訳といたしまして、医

業費用、医業外費用でございます。

次に、資本的収入及び支出でございますが、収入といたしまして、資本的収入決算額が1億1,094万5,000円。内訳といたしまして、企業債、出資金、補助金でございます。

次に、支出でございますが、資本的支出決算額が1億5,749万1,085円。内訳といたしまして、建設改良費と企業債償還金でございます。

資本的収入額が資本的支出額に不足する額4,654万6,085円は、補填財源で補填いたしております。

続いて7ページをお開きください。令和4年度矢掛町病院事業損益計算書でございます。これは1年間の経営成績を明らかにするもので、消費税抜き処理後の金額で表わしております。

医業収益といたしましては、入院収益、外来収益、その他医業収益を合わせまして、14億2,194万610円、医業費用は、給与費、薬品・診療材料などの材料費、光熱水費、委託料などの経費、減価償却費などを合わせまして16億3,438万3,992円でございます。差引きの医業収支につきましては2億1,244万3,382円の損失となっております。

医業外収益といたしましては、受取利息及び配当金、補助金、負担金・交付金、患者外給食・薬品収益、長期前受金戻入、雑収益、その他医業外収益を合わせまして2億7,942万9,009円で、医業外費用は、支払利息及び企業債取扱諸費、患者外給食材料・薬品費、消費税及び地方消費税、雑損失を合わせまして8,263万9,743円で、医業外収支は1億9,678万9,266円の利益となっております。

医業収支、医業外収支を合わせました経常収支につきましては、1,565万4,116円の損失となっております。そして、特別利益2,876万7,000円は、退職給付引当金の戻入益であります。その結果、当年度純利益1,311万2,884円となっております。また、それにより当年度未処理欠損金は、1億3,342万625円となります。

続いて、8ページをお開きください。下側の4の表、令和4年度欠損金処理計算書で、その当年度未処理欠損金をそのまま繰越欠損金として、処理しております。また、上側3の表、横軸の一番下、当年度末残高の欄で、積立金、未処理欠損金を合計した利益剰余金合計は1,677万9,375円となり、それに資本金を加えた資本合計は19億127万924円となっております。

一枚おめくりいただきまして、10ページをお開きください。令和4年度矢掛町病院事業貸借対照表でございますが、この表は、令和5年3月31日時点での財務状態を明らかにするもので、病院の保有する資産、負債、資本を総括的に表わしております。

まず、資産の部でございますが、固定資産といたしましては、土地、建物、構築物、器械及び備品、車両、リース資産の有形固定資産と投資を合わせまして、固定資産合計は29億7,986万1,971円でございます。次に、流動資産といたしましては、現金・預金、未収金、薬品などの貯蔵品を合わせまして流動資産合計が9億656万3,992円です。以上の資産合計は38億8,642万5,963円でございます。

続きまして11ページの負債の部でございますが、固定負債は企業債と退職給付引当金で合計14億4,778万5,710円、流動負債は、翌年度に返還予定の企業債、未払金、未払消費税、各種引当金などで合計2億5,336万6,791円です。それに補助金などの繰延収益2億8,400万2,538円を合わせまして、負債合計が19億8,515万5,039円でございます。下側、資本の部は、資本金が18億8,449万1,549円、剰余金では、減債積立金、建設改良積立金、当年度未処理欠損金を合わせました合計が1,677万9,375円となっております。資本合計は、資本金と剰余金を合わせまして19億127万924円、負債資本合計が38億8,642万5,963円で、資産と負債資本合計が一致しております。



13 ページ以降は、事業報告書、業務、収支の前年度比較や付属明細書は御覧いただき、説明は省略させていただきます。

以上、令和4年度の病院事業決算の状況を説明させていただきましたが、コロナ禍の影響で、医療業界全体が運営的にもマンパワー的にも疲弊した状態となっており、それは、今年のコロナ5類への移行後におきましても変わっておりません。

当院といたしましては、引き続き、発熱外来や感染対策に取り組む一方、これまでと同様、稼働病床を増やし、入院患者の病状に合ったベッドコントロールや救急医療体制の維持に努め、地域で必要な医療の提供に注力いたしております。

特別利益の影響により、純損益としては4年ぶりの黒字とはなりましたが、それを除く経常収支や本業としての医業収支は依然として厳しい状況が続いております。今後もコロナなど感染症への対応には細心の注意が必要ですが、矢掛町の医療の拠点として、安定的な運営を目指すべく努力してまいります。

説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

**○議長（花川大志君）** 介護老人保健施設事務長。

**○介護老人保健施設事務長（小出優子君）** それでは、議案第56号、令和4年度矢掛町介護老人保健施設事業会計決算認定について、御説明いたします。

令和4年度のたかつま荘は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策を図りながら、施設の継続運営に努めておりましたが、12月にクラスターが発生し、利用者の受入れを一時中止せざるを得ない状況となりました。そのため、利用者は入所延べ1万6,713人、通所リハビリテーション延べ5,468人、計2万2,181人の方に御利用いただきましたが、前年度比1,169人の減となっております。

決算書の2ページ、3ページをお開きください。令和4年度矢掛町介護老人保健施設事業決算報告書でございまして、決算額のみ説明させていただきます。

まず、収益的収入及び支出につきまして、収入の部、施設事業収益3億724万3,152円。内訳といたしましては、介護老人保健施設運営事業収益、施設運営事業外収益及び退職給付引当金戻入益による特別利益でございます。続きまして、支出の部、施設事業費用3億1,867万1,565円。内訳といたしましては、介護老人保健施設運営事業費用と施設運営事業外費用でございます。

続いて4ページ、5ページをお開きください。資本的収入及び支出につきまして、まず、収入の部、資本的収入2,909万円。内訳は出資金でございます。続きまして、支出の部、資本的支出4,988万4,210円。内訳といたしまして、建設改良費と企業債償還金でございます。なお、資本的収入額が資本的支出額に不足する額2,079万4,210円は、過年度分損益勘定留保資金で補填いたしております。

続きまして9ページをお開きください。令和4年度矢掛町介護老人保健施設事業損益計算書でございます。

介護老人保健施設運営事業収益といたしましては、施設療養費収益、施設利用料収益、その他運営事業収益を合わせまして、2億7,509万2,430円でございます。介護老人保健施設運営事業費用は、給与費、材料費、経費、減価償却費、資産減耗費、研究研修費を合わせまして3億1,338万5,422円で、収益から費用を差し引いた営業損失は3,829万2,992円でございます。施設運営事業外収益といたしましては、受取利息及び配当金、補助金、負担金交付金、長期前受金戻入、その他運営事業外収益を合わせまして、2,619万2,722円でございます。施設運営事業外費用は、支払利息及び企業債取扱諸費、雑損失を合わせまして、528万6,143円で収益から費用を差し引いた事業外利益は2,090万6,579円ござい

います。

以上のことから、経常損失は1,738万6,413円となり、特別利益として退職給付引当金戻入益595万8,000円を合わせた当年度純損失は1,142万8,413円でございます。

その結果、当年度純損失と前年度繰越利益剰余金を合わせた当年度末処分利益剰余金は、1億9,710万7,384円となっております。

次に10ページ、11ページをお開きください。令和4年度矢掛町介護老人保健施設事業剰余金計算書でございます。

資本金では、自己資本金へ一般会計からの繰入金があり、資本金合計の当年度末残高は5億3,370万5,965円となりました。剰余金では、資本剰余金の変動はなく、当年度末残高は6,185万1,000円、利益剰余金では、当年度純損失がございましたので、当年度末残高が3億1,580万7,384円となり、資本合計は9億1,136万4,349円となっております。

次の令和4年度矢掛町介護老人保健施設事業剰余金処分計算書でございますが、特に変動はございません。

次に12ページ、13ページをお開きください。令和4年度矢掛町介護老人保健施設事業貸借対照表でございます。

まず資産の部ですが、固定資産は、建物、構築物、器械備品、車両、建設仮勘定の有形固定資産と投資その他の資産を合わせまして、合計9億3,333万5,935円となっております。流動資産は、現金預金、未収金を合わせまして、合計1億6,945万1,806円で、資産合計は11億278万7,741円となっております。

次に負債の部でございます。固定負債は、企業債と引当金を合わせまして7,672万6,071円、流動負債は企業債、未払金、引当金、その他流動負債を合わせまして6,886万4,757円、繰延収益は長期前受金と収益化累計額を合わせまして4,583万2,564円で、これらを合わせた負債合計は1億9,142万3,392円となっております。

次に資本の部でございます。資本金は5億3,370万5,965円、剰余金は資本剰余金と利益剰余金を合わせまして合計3億1,580万7,384円で、これらを合わせた資本合計は9億1,136万4,349円でございます。負債資本合計は、負債合計と資本合計を合わせまして、資産合計と同額の11億278万7,741円となっております。

15ページ以降の事業報告書、業務量、収支の前年度比較や付属明細書等は、御覧いただくことで説明に代えさせていただきます。

令和4年度は、コロナクラスターの発生による利用者の減少により、たかつま荘の主な収入である介護報酬や利用料が大幅な減少となりました。さらに、電気代や燃料費高騰の影響を受けた支出の増、また、コロナ対策費用が増加したことで、一般会計や県からの電気代・物価高騰支援補助金等の収入増があったものの、純損失を計上することとなりました。

今後は、コロナへの社会の対応が変化していく中で、たかつま荘では重症化リスクの高い利用者の安全を守るため、引き続き職員全員で感染症対策を継続してまいります。利用者に安心して利用していただける環境を整えることで、利用者の確保に努めながら経営の回復を図ってまいります。

以上で、議案第56号の説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

**○議長（花川大志君）** 副町長。

**○副町長（山縣幸洋君）** はい。それでは、議案第 57 号と議案第 58 号につきまして、私のほうから説明させていただきます。まず、議案第 57 号、令和 4 年度矢掛町水道事業会計決算認定についてでございます。

事業内容の報告書に詳しく記載してあるんですが、令和 4 年度は、給水戸数が 5,433 戸、給水人口 1 万 3,311 人、年間給水量は約 128 万立方メートルの御利用をいただいております。主な事業といたしましては、継続事業で老朽施設更新事業などを実施いたしております。

それでは、2 ページ、3 ページをお開きください。令和 4 年度矢掛町水道事業決算報告書でございます。決算額のみ説明をさせていただきます。また、この表は、消費税を含んだ額で表示をいたしております。

収益的収入及び支出につきまして、まず、収入の部ですが、水道事業収益、決算額 3 億 3,599 万 3,830 円、内容といたしましては、営業収益と営業外収益でございます。

続きまして、支出の部でございますが、水道事業費用、決算額 3 億 24 万 2,058 円、内訳といたしましては、営業費用、営業外費用でございます。

次に、一枚おめくりいただきまして、4 ページ及び 5 ページをお開きください。資本的収入及び支出でございます。まず、収入の部でございますが、資本的収入、決算額 3 億 5,115 万 1,332 円、内訳といたしましては、工事負担金、企業債、他会計からの出資金及び補助金でございます。

続きまして、下の支出の部でございますが、資本的支出、決算額 4 億 4,708 万 8,367 円、内訳といたしまして、建設改良費と企業債償還金でございます。なお、資本的収入額が資本的支出額に不足する額 9,593 万 7,035 円は、それぞれの補填財源で補填をいたしております。

続きまして、9 ページをお開きください。令和 4 年度矢掛町水道事業損益計算書でございます。これは 1 年間の経営成績を明らかにするもので、消費税の税抜き処理後の数字でございます。

営業収益といたしましては、給水収益、その他営業収益を合わせまして、2 億 1,544 万 198 円で、営業費用は、原水及び浄水費、配水及び給水費、総係費、減価償却費、資産減耗費を合わせまして、2 億 8,364 万 4,838 円でございます。営業収益から営業費用を差し引きました営業損失になりますが、6,820 万 4,640 円でございます。

営業外収益といたしましては、受取利息及び配当金、他会計負担金、長期前受金戻入、雑収益を合わせまして 8,557 万 4,372 円で、営業外費用が、支払利息及び企業債取扱諸費、雑支出を合わせまして、771 万 6,879 円でございます。この営業外収益から営業外費用を差し引きました営業外利益のほうは、7,785 万 7,493 円でございます。これらから、経常利益は 965 万 2,853 円となりまして、当年度純利益も同額で、以上の事から当年度未処分利益剰余金は 11 億 1,816 万 6,174 円となっております。

続きまして、一枚おめくりいただきまして 10 ページ、11 ページでございます。令和 4 年度の水道事業剰余金計算書でございます。まず資本金では、自己資本金へ他会計からの繰入金がありましたので、資本金合計の当年度末残高は 4 億 9,498 万 9,306 円となります。次に剰余金でございますが、資本剰余金では、当年度の変動はありませんで、資本剰余金合計の当年度末残高は 4,065 万 9,669 円、利益剰余金では、当年度純利益がございましたので、当年度末残高が 11 億 7,826 万 6,174 円となりまして、資本合計は 17 億 1,391 万 5,149 円でございます。

次に、下の剰余金処分計算書でございますが、未処分利益剰余金につきまして、水道事業の設置等に関する条例第 4 条の規定によりまして 50 万円を減債積立金へ積み立てまして、処分後残高 11 億 1,766 万 6,174 円を繰越利益剰余金とさせていただくものでございます。

次に、一枚おめくりいただきまして、12 ページ、13 ページで貸借対照表でございます。令和 5 年 3 月 31 日時点の財政状態を記載しておりまして、保有する資産、負債、資本を総括的に表したものでございます。

まず、資産の部でございますが、固定資産として、土地、建物等の有形固定資産、それと各投資とを合わせまして、固定資産合計は 48 億 7,297 万 6,432 円でございます。

次に、流動資産は、現金預金、未収金、貯蔵品を合わせまして、合計 6 億 9,271 万 5,659 円となっております。固定資産と流動資産を合わせまして、資産合計は 55 億 6,569 万 2,091 円でございます。

右のページで負債の部でございますが、固定負債は、企業債と退職給付費引当金を合わせまして、合計 20 億 6,564 万 7,240 円。流動負債が、翌年度支払予定の企業債、未払金、引当金を合わせまして、合計 1 億 9,805 万 8,380 円。繰延収益は、長期前受金、収益化累計額を合わせまして、合計 15 億 8,807 万 1,322 円で、これらを合わせまして、負債合計 38 億 5,177 万 6,942 円でございます。

次に、下の資本の部でございますが、資本金合計 4 億 9,498 万 9,306 円。剰余金が、資本剰余金、利益剰余金を合わせまして、合計 12 億 1,892 万 5,843 円で、これらを合わせまして、資本合計 17 億 1,391 万 5,149 円でございます。

負債資本合計は、負債合計と資本合計を合わせまして、資産合計と同額の 55 億 6,569 万 2,091 円となっております。

15 ページ以降に事業報告書と付属明細書等ありますので、御覧いただきまして、説明は省略させていただきます。

令和 4 年度は、有収水量の減少に伴う給水収益の減少、また、電気料金等の高騰によります費用の増加がありましたが、国の交付金を活用した一般会計からの電気料金高騰対策補助金の受入れなどによりまして、当年度純利益を計上することができました。しかしながら、人口減少に伴う給水収益の減少、また、老朽化施設の更新需要の増加への対応など、今後、厳しさを増してまいります。

徹底した経営効率の改善や、矢掛町水道事業ビジョンに基づく計画的な事業実施による安定経営の確立はもとより、災害や渇水など、不測の事態に備えた危機対応の強化を図る中で、安全・安心・強じんな水道事業を今後も継続して提供できるよう努めてまいりたいと考えております。

水道事業の決算につきましての説明は、以上でございます。

続きまして、次の議案第 58 号、令和 4 年度矢掛町下水道事業会計決算認定について、説明させていただきます。これも事業報告書に詳しくは掲載してありますが、令和 4 年度接続戸数は 3,921 戸、水洗化人口 9,966 人、年間有収水量約 105 万立方メートルの汚水処理をいたしております。主な事業といたしましては、農業集落排水処理施設統合事業、また、老朽施設長寿命化事業などを実施いたしております。

それでは、2 ページ、3 ページをお開きいただきまして、決算報告書でございます。決算額のみ説明させていただきますまして、この表は、消費税を含んだ金額でございます。

まず、収益的収入及び支出につきまして、収入の部でございますが、下水道事業収益、決算額 7 億 9,874 万 6,725 円。内訳といたしまして、営業収益、営業外収益でございます。

続きまして支出の部で、下水道事業費用、決算額 7 億 6,350 万 5,125 円。内訳といたしましては、営業費用、営業外費用でございます。

次に、一枚おめくりいただき、4 ページ、5 ページでございます。資本的収入及び支出、収入の部でございますが、資本的収入、決算額が 3 億 8,252 万 1,069 円。内訳といたしましては、企業債、出資金、

負担金、補助金及び固定資産売却代金でございます。この固定資産売却代金は、個人への里道の払下げに伴いまして、埋設済みの下水道管渠の払下げでございます。

続きまして、支出の部でございますが、資本的支出、決算額7億4,457万8,917円。内訳といたしましては、建設改良費、企業債償還金でございます。なお、資本的収入額が資本的支出額に不足する額3億6,205万7,848円は、過年度分損益勘定留保資金で補填をいたしております。

続きまして、9ページをお開きください。損益計算書でございます。これは消費税の税抜き処理後の数字でございます。

まず、営業収益といたしましては、下水道料金、その他の営業収益を合わせまして1億8,411万8,921円、営業費用は、管渠費、処理場費、ポンプ場費、総係費、減価償却費、資産減耗費を合わせまして、6億6,909万739円でございます。営業収益から営業費用を差し引いた営業損失になりますが、4億8,497万1,818円でございます。

次に、営業外収益といたしまして、受取利息及び配当金、他会計負担金、他会計補助金、長期前受金戻入、雑収益を合わせまして5億9,511万3,654円でございます。

また、営業外費用は、支払利息及び企業債取扱諸費及び雑支出を合わせまして、6,825万7,903円で、差引き営業外利益が5億2,685万5,751円でございます。

これらから経常利益4,188万3,933円となり、当年度純利益も同額で、以上の事から当年度未処分利益剰余金7,792万9,050円となっております。

一枚おめくりいただきまして、10ページ、11ページで、まず、剰余金計算書でございますが、資本金では他会計からの繰入金がありまして、当年度末残高は19億7,461万1,747円。資本剰余金では変動はありませんで、残高は9,996万5,557円。利益剰余金では当年度純利益がございますので、当年度末残高が7,792万9,050円となります。資本合計は21億5,250万6,354円となっております。

次に、下の剰余金処分計算書でございますが、未処分利益剰余金につきまして処分額はございませんので、残高7,792万9,050円を繰越利益剰余金とさせていただくものでございます。

次に、一枚おめくりいただきまして12ページ、13ページ、貸借対照表でございます。

まず、固定資産の部でございますが、固定資産として、土地建物の有形固定資産及び無形固定資産とを合わせまして、合計143億5,057万8,336円でございます。

次に、流動資産、現金預金、未収金を合わせまして、合計が3億142万9,668円となっております。固定資産と流動資産を合わせまして、資産合計が146億5,200万8,004円でございます。

続きまして、右のページ、負債の部でございますが、固定負債、企業債、退職給付引当金を合わせまして、合計53億3,843万1,127円。流動負債が、翌年度支払予定の企業債、未払金、引当金を合わせまして、合計6億5,984万7,120円。繰延収益が、長期前受金、収益化累計額を合わせまして、繰延収益合計が65億122万3,403円で、これらを合わせました負債合計は124億9,950万1,650円でございます。

次に資本の部でございますが、資本金が19億7,461万1,747円、剰余金は、資本剰余金、利益剰余金を合わせまして、合計1億7,789万4,607円。これらを合わせました資本合計は、21億5,250万6,354円でございます。

負債資本合計が、負債合計と資本合計を合わせまして、資産合計と同額の146億5,200万8,004円となっております。

15ページ以降、事業報告書、付属明細書等がございますが、御覧いただきまして説明は省略させてい

ただきたいと思いますが、ちょっと一点だけ。附属明細書の29ページをお開きください。キャッシュフローの計算書でございます。その名前のとおり、一年間の現金の流れでございますが、町長の提案説明でも企業債の償還等による資金不足を触れられましたが、下から3行目を見ていただきますと、資金の増加又は減少、この欄で約1億3,000万減少いたしております。4年度末の期末残高約2億6,000万ですので、もし、同じ決算が続けば2年で資金が枯渇する。現金が無くなるという状況になります。

令和4年度収益的収支では黒字——利益を計上いたしておりますが、下水道事業の経営は非常に厳しい課題に直面しているというところでございます。今後、将来見通しの中で策定した経営計画に基づきまして、施設の統廃合、長寿命化、管理経費の節減に積極的に取り組むとともに、併せて適正な料金体系への取組、水洗化されていない世帯への粘り強い水洗化の啓発活動など営業収益の確保対策を積極的に実施することによりまして経営改善を図り、将来にわたる安定的な事業継続に努めていかなければならないと考えております。

以上で、57号、58号の説明を終わらせていただきます。よろしくお願いたします。

**○議長（花川大志君）** 以上で、令和4年度矢掛町全会計の決算認定に関する議題について、町長から提案理由の説明並びに担当課長等からの説明を終わります。

~~~~~

日程第7 報告第4号 令和4年度矢掛町各会計決算に基づく健全化判断比率及び公営企業に係る資金不足比率について

**○議長（花川大志君）** 日程第7、報告第4号、令和4年度矢掛町各会計決算に基づく健全化判断比率及び公営企業に係る資金不足比率についてを議題といたします。

それでは、執行部に報告を求めます。町長。

**○町長（山岡 敦君）** それでは、報告第4号、令和4年度矢掛町各会計決算に基づく健全化判断比率及び公営企業に係る資金不足比率について、提案理由を御説明申し上げます。

令和4年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率を地方公共団体の財政健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定に基づきまして、この議会に提出させていただくものであります。

矢掛町の令和4年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率は、指標の数値としてはいずれも財政状態の危険度の基準である早期健全化基準・財政再生基準をはるかに下回っており、財政状態は健全であるといえます。

詳細につきましては、企画財政課長が説明いたしますので、よろしくお願いたします。

**○議長（花川大志君）** 企画財政課長。

**○企画財政課長（松嶋良治君）** それでは、報告第4号、令和4年度矢掛町各会計決算に基づく健全化判断比率及び公営企業に係る資金不足比率について、説明させていただきます。

一枚おめくりいただきまして、先ほど来、決算を説明させていただきましたが、これらに基づく健全化の判断比率及び公営企業に係る資金不足比率でございます。

この数値につきましては、次のページに、監査委員からの審査意見書も添付しておりますが、指標の数値は、町長が提案説明の中で申し上げましたように、基準数値をはるかに下回っております。数字が出ております実質公債費比率も、前年度から更に数値は低く、財政状態は引き続き健全ということでございます。

下の資金不足比率につきましても、先ほど企業会計の決算で単年度赤字の会計もございましたが、キ

キャッシュフローに影響はなく、結果的に全ての会計でマイナスでございます。

なお、各指標に係る定義等につきましては、特に変更もありませんが、資料番号3に詳しく記載しておりますので御覧いただき、説明のほうは割愛をさせていただきます。

説明は、以上でございます。

**○議長（花川大志君）** 報告が終わりました。

~~~~~

日程第8 議案第59号 賑わいのまちやかげ宿創出施設設置条例の一部を改正する条例制定について

議案第60号 賑わいのまちやかげ宿創出施設の指定管理者の指定について

議案第61号 矢掛町過疎地域持続的発展市町村計画の一部変更について

議案第62号 令和5年度矢掛町一般会計補正予算（第4号）について

議案第63号 令和5年度矢掛町介護保険特別会計補正予算（第1号）について

議案第64号 令和5年度矢掛町水道事業会計補正予算（第1号）について

議案第65号 令和5年度矢掛町下水道事業会計補正予算（第1号）について

議案第66号 令和5年度矢掛町横谷財産区特別会計補正予算（第1号）について

議案第67号 令和5年度矢掛町西川面上財産区特別会計補正予算（第1号）について

**○議長（花川大志君）** 日程第8、議案第59号から議案第67号までを一括議題といたします。執行部に提案理由の説明を求めます。町長。

**○町長（山岡 敦君）** それでは、議案第59号から議案第67号までにつきまして、提案理由を御説明申し上げます。

まずは、議案第59号、賑わいのまちやかげ宿創出施設設置条例の一部を改正する条例制定についてでございますが、こちらは、条例の一部改正に関するもので、地方自治法第96条第1項第1号の規定に基づきまして、この議会に提出させていただくものでございます。

今回の改正は、現在、矢掛地区の西町に整備しておりますイベント広場を賑わい創出施設として新たに追加することに伴い、必要な改正を行うものでございます。

詳細につきましては、産業観光課長が説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、議案第60号、賑わいのまちやかげ宿創出施設の指定管理者の指定について、提案理由を申し上げます。

現在、矢掛地区の西町に整備しておりますイベント広場につきまして、令和5年10月29日から、指定管理者として株式会社やかげ宿を指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づきまして、この議会の議決を求めるものであります。

詳細につきましては、産業観光課長が説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、議案第61号、矢掛町過疎地域持続的発展市町村計画の一部変更について、提案理由を御説明申し上げます。

これは、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第8条第10項の規定により準用される同条第1項の規定に基づき、この議会の議決を求めるものでございます。

御承知のとおり、この計画に基づいて行う事業の財源として、後年度に元利償還額の7割が普通交付税措置される過疎対策事業債を特別に発行することができるものでございますが、このたび、新たな事

業展開を図るにあたり、この計画の一部を変更する必要が生じたため、この議会に提出させていただくものであります。

詳細につきましては、企画財政課長が説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、議案第62号から議案第67号までの各会計の補正予算につきまして、提案理由を申し上げます。なお、議案第62号、議案第63号、議案第66号及び議案第67号の一般会計補正予算及び各特別会計補正予算につきましては、地方自治法第218条第1項の規定、議案第64号及び議案第65号の水道事業会計補正予算及び下水道事業会計補正予算につきましては、地方公営企業法第24条第2項の規定に基づきまして、提出させていただくものでございます。

まず、議案第62号、令和5年度矢掛町一般会計補正予算（第4号）についてでございますが、今回の補正額は8億2,700万円の増額で、補正後の予算総額は100億4,500万円となっております。

主な内容といたしましては、お手許に配付いたしております補正予算の概要を御覧いただきたいと思っております。

まず、総務費へは、本年度策定する地域公共交通計画の関連といたしまして、買物バスを運行させる実証実験に要する経費を計上しておりますほか、当初4億円と見込んでおりましたふるさと納税寄附につきまして、1億円の増額を計上し、これに対する返礼品等の所要の経費を計上しております。

また、民生費では、今年度から対象者を拡充いたしました福祉タクシーの助成に要する経費を、農林水産業費では、新規事業であります農地流動化助成金を、いずれも当初見込みより大幅に多くの申請等をいただいておりますので、追加の経費を計上いたしております。

そして、商工費では、条例等の関連議案も上程させていただいております、やかげ西町イベント広場の指定管理料や備品等の必要経費に加え、イベント広場の完成により懸念される駐車場の不足に備えるため、Aコープ跡地へイベント等の際の来場者用駐車場を整備するための予算を計上いたしております。また、諸支出金費では、将来の財政負担を軽減するために、前年度に借入れた過疎対策事業債の交付税措置されない分、すなわち、償還予定額の3割相当額を減債基金に積み立てる措置を行っておりますのに加え、さらなる財政負担軽減及び町債残高の削減を目的とした計画的な町債の繰上償還を実施するため、公債費へ所要の経費を計上いたしております。

詳細につきましては、企画財政課長が説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

次に、議案第63号、令和5年度矢掛町介護保険特別会計補正予算（第1号）についてでございますが、今回の補正は、保険事業勘定で歳入歳出それぞれ1億300万円を増額し、補正後の歳入歳出予算の総額を21億2,500万円とするものでございます。内容といたしましては、令和4年度の決算に伴う国、県、町及び支払基金の精算に係る補正でございます。

詳細につきましては、福祉介護課長が説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

次に、議案第64号、令和5年度矢掛町水道事業会計補正予算（第1号）についてでございますが、主な内容といたしましては、工場用地造成工事などに伴う水道受託工事費の増額及び町道舗装改良事業の実施に伴う老朽水道管の更新工事費の増額でありまして、資本的収入では、収入総額を7,000万円増額し、補正後予算額を9億3,900万円とし、資本的支出では、支出総額を7,500万円増額し、補正後予算額を11億2,200万円とするものでございます。

詳細につきましては、副町長が説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

次に、議案第65号、令和5年度矢掛町下水道事業会計補正予算（第1号）についてでございますが、



主な内容といたしましては、資本的収入において収入総額では変更はございませんが、財源の更生を行うものでございます。

詳細につきましては、副町長が説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

次に、議案第 66 号、令和 5 年度矢掛町横谷財産区特別会計補正予算（第 1 号）についてでございますが、今回の補正額は 40 万円を減額するものでございまして、財産区管理会で御協議いただいたものを提出させていただいております。

詳細につきましては、企画財政課長が説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

次に、議案第 67 号、令和 5 年度矢掛町西川面上財産区特別会計補正予算（第 1 号）についてでございますが、今回の補正額は 10 万円を増額するものでございまして、財産区管理会で御協議いただいたものを提出させていただいております。

詳細につきましては、企画財政課長が説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

以上が、全ての提案理由、説明でございます。御審議のほど、どうぞよろしくお願いいたします。

**○議長（花川大志君）** 次に、詳細な内容の説明を求めます。産業観光課長。

**○産業観光課長（池田敏之君）** それでは、議案第 59 号、賑わいのまちやかげ宿創出施設設置条例の一部を改正する条例制定について、御説明申し上げます。

現在、賑わいのまちやかげ宿創出施設として、やかげ町家交流館、矢掛屋本館、矢掛屋温浴別館、ビジターセンター問屋を位置付けております。

このたび、イベント広場として整備を進めております施設を賑わいのまちやかげ宿創出施設として追加するものであります。

施設の名称は、やかげ西町イベント広場、位置は、矢掛町矢掛 3153 番地です。保有する施設は、広場、舞台、回廊、防災室、防災倉庫、その他関連施設でございます。イベントを中心とした新たな賑わい創出の拠点施設として活用するものでございます。別表第 1 の利用料につきましては、既存施設の利用料を参考として算出しております。

附則として、この条例は、令和 5 年 10 月 29 日から施行するものでございます。

議案第 59 号につきましては、以上でございます。

続きまして、議案第 60 号、賑わいのまちやかげ宿創出施設の指定管理者の指定について、説明させていただきます。

記の 1、指定管理者に管理を行わせる施設としまして、賑わいのまちやかげ宿創出施設で、所在地は、矢掛町矢掛 3153 番地、名称は、やかげ西町イベント広場でございます。

記の 2、指定管理者に指定する団体は、矢掛町矢掛 2645 番地、株式会社やかげ宿、代表取締役鳥越良光氏でございます。

株式会社やかげ宿は、議員皆さん御承知のとおり、設立当初から誘客促進、情報発信、イベント開催など地域活性化事業を積極的に推進しており、特に毎週末開催の谷山サロンイベント、毎月第二日曜日開催の日曜朝市、毎月第三日曜日開催の井原線 DE 得得市など継続的にイベントを開催し、矢掛町の知名度の向上に寄与しています。

指定理由としましては、まず 1 点目は、この施設の設置目的や機能と株式会社やかげ宿の設立目的が合致していること。2 点目として、株式会社やかげ宿は、平成 26 年 4 月から賑わいのまちやかげ宿創出施設であるやかげ町家交流館の指定管理を、令和 3 年 3 月から道の駅山陽道やかげ宿の指定管理を実施

しており、矢掛町における賑わい創出施設の指定管理実績が豊富であること。3点目として、既に指定管理している二施設と合わせ、やかげ西町イベント広場を指定管理することで、賑わいの相乗効果が図れ、回遊性の向上につながるによるものです。

記の3、指定する期間は、令和5年10月29日から令和7年3月31日までとするものでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

**○議長（花川大志君）** 企画財政課長。

**○企画財政課長（松嶋良治君）** それでは、議案第61号、矢掛町過疎地域持続的発展市町村計画の一部変更について、説明させていただきます。

一枚おめくりいただきまして、変更計画の本文ですが、条例改正の形式をとっております。変更箇所を赤字で示させていただいておりますが、有利な起債である過疎対策事業債の借入をするために、この計画に載っていることが必須でございます。今後、事業実施の計画をしているもので過疎対策事業債を充当する可能性のあるものについて、追加・修正させていただくものでございます。

まず、第3項第3号中(1)観光・レクリエーションの振興の項目で、東川面アクアパーク改修事業を追加いたします。

一枚おめくりいただきまして、第5項第3号中(1)市町村道道の項目で、単町道路改良事業に町道谷川内東線、町道市場藤ノ棚線を追加し、下に行って道路メンテナンス事業に金谷橋、溝堀橋を、さらに、山の神橋修繕と県工事負担金（県道東水砂矢掛線、県道市場青木線）を追加いたします。

次のページに移っていただいて、第6項第3号中(7)火葬場の項目と、岡山県西部衛生施設組合を事業主体とした井笠広域斎場整備事業を追加し、同項第4号中に“また、斎場についても長寿命化に向けて施設の整備を行う。”の一文を加え、第7項第3号中(1)介護老人保健施設の項目で、施設整備事業を追加いたします。

次のページに移っていただいて、第9項第3号中(2)集会施設、体育施設等の項目で、農村環境改善センター改修事業を追加し、第11項第1号中①文化財の項目の冒頭を“本町には、令和5年5月現在で、国指定7件、国選定1件、県指定7件、町指定58件の重要文化財や史跡名勝天然記念物が存在する。”に改めます。

議案第61号の説明は、以上でございます。

続いて、議案第62号、令和5年度矢掛町一般会計補正予算（第4号）について、御説明申し上げます。今回の補正は、8億2,700万円を増額するもので、内容につきましては、まず、歳入について若干御説明いたしますので、概要を御覧ください。

概要の一番下、財源内訳のうち、上の特定財源については、歳出を事項別明細書で説明する際、併せて説明いたしますので、ここでは下の一般財源の欄を御覧ください。

今回の一般財源のうち、まず地方特例交付金でございますが、本年度の額が確定いたしましたので当初予算額1,020万円から4万9,000円増額しております。

地方交付税は、本年度分が確定し、財源調整を含めた増額でございます。

国庫支出金は、前年度事業実施分に対するもの、また、繰入金のうち、5,000万円は財政調整基金からの繰入金、ほかに、介護保険特別会計前年度繰出金の確定による一般会計への返還金でございます。繰越金は、決算により確定した前年度繰越金の増額です。

諸収入の1,132万円は、後期高齢者医療広域連合負担金の前年度分確定による町への返還金でございます。

ます。

町債(臨時財政対策債)は、額の確定に伴う減額補正でございます。

続きまして、債務負担行為と地方債の補正がございますので、5ページをお開きください。5ページ、第2表債務負担行為補正でございます。追加1件でございますが、先ほど、指定管理についての提案説明をいたしております、やかげ西町イベント広場指定管理運営委託、令和6年度の委託料で490万円を限度額として計上いたしております。

続いて、第3表地方債補正でございます。追加3件、変更9件でございます。

まず、追加の1つ目、一般管理事業は、電気自動車の購入に脱炭素化推進事業債を充てるもので、充当率90パーセント、交付税措置率30パーセントでございます。

治山事業は、矢掛・江良・小田地区の流路工対策工事に緊急自然災害防止対策事業債を充てるもので、充当率は10割、交付税措置率7割でございます。

公共土木施設災害復旧事業は、小田地区排水路災害復旧工事に単独災害復旧事業債を充てるもので、充当率は10割、交付税措置率47.5パーセントでございます。

続いて、次のページに移り、変更9件でございますが、防災対策事業は、矢掛地区中町裏排水ポンプ設置工事ほかに緊急自然災害防止対策事業債等を充てるもので、限度額を補正前7,200万円から補正後1億1,750万円に4,550万円を増額するものでございます。

ダム管理事業は、鬼ヶ岳ダム改修事業負担金に一般補助施設整備等事業債を充てるもので、補正前540万円から補正後550万円へ10万円を増額でございます。

かんがい排水事業は、東三成地区導水路補修に650万円、里山田排水機除塵機修繕に360万円、それぞれ緊急自然災害防止対策事業債等を充てるもので、限度額を補正前2,400万円から補正後3,410万円に1,010万円を増額するものでございます。

水車の里フルーツトピア事業は、指定管理委託料に充てる過疎対策事業債ソフト分で、限度額を補正前730万円から補正後800万円に70万円を増額するものでございます。

観光事業は、来場者用駐車場用地の取得及び舗装工事に過疎対策事業債ハード分を充てるもので、限度額を補正前2,930万円から補正後7,230万円に4,300万円を増額するものでございます。

道路維持事業は、羽無東線1号橋改修事業の国庫補助残に過疎対策事業債を充てるもので、限度額を補正前2,330万円から補正後2,850万円に520万円を増額するものでございます。

道路新設改良事業は、町道谷川内東線ほかに過疎対策事業債を1,450万円、町道広石線ほかに充当率9割、交付税措置率22.2パーセントの公共事業等債を100万円充てるもので、限度額を補正前1億6,750万円から補正後1億8,300万円に1,550万円を増額するものでございます。

都市再生整備事業は、過疎対策事業債を充てるもので、限度額を補正前1億2,100万円から補正後1億4,070万円に1,970万円を増額するものでございます。

最後の臨時財政対策債につきましては、額の確定に伴い、限度額を補正前4,000万円から補正後3,079万1,000円に920万9,000円の減額補正を行うものでございます。

続いて、事項別明細書に基づきまして御説明申し上げます。

歳入につきましては、歳出の財源内訳の中で説明させていただきますので、予算書20ページをお開きください。20ページ、歳出でございます。

まず、1款議会費では、経費上昇による議会広報紙の印刷代と研修用のバス借上料を計上しておりま

す。

2 款総務費の一般管理費では、公用車 2 台の更新費用及び富士パークライト株式会社からいただいた寄附を充当しての小田地区自治協議会への補助金を計上しております。公用車の更新は 2 台とも電気自動車を予定しており、財源として本年度から対象事業が拡充されました脱炭素化推進事業債を充当しております。

次の財産管理費では、町営の月極駐車場の修繕に係る経費を計上しております。特定財源は、駐車場の貸付収入でございます。

次の企画費では、地域公共交通会議の開催数増に伴う報酬及び計画策定委託料の増額及び買物バス実証実験実施に伴う経費、議会から要望をいただいたふるさと回帰支援センターの会員登録の負担金、空き家改修補助金の不足見込分の増額を計上しております。特定財源として、実証実験の委託料へ県補助金を充当しております。

続いて、22 ページを御覧ください。防災対策事業費では、町道向山大下線災害防止等の道路防災及び中町裏排水ポンプ設置等の浸水対策に係る経費を計上しております。特定財源は、防災対策事業債でございます。

次のふるさと納税事業費では、歳入でのふるさと納税寄附金の増額計上に合わせた返礼品等必要経費の増額及び前年度に先行予約という形でいただいたふるさと納税に対する返礼品及び送料を計上しております。特定財源として、本年度の寄附増額に伴う増加経費へふるさと納税寄附を充当しております。

次の戸籍住民基本台帳費では、マイナンバー制度に係るシステム改修経費及び前年度清算に伴う国庫補助金の返還金を計上しております。特定財源は、システム改修へ充当する国庫補助金でございます。

次の選挙費では、24 ページにかけまして、事務費及び県議会議員選挙が無投票になったことによる事業費の清算を計上しております。

次の 3 款民生費の社会福祉総務費では、福祉タクシー助成金の増額を計上し、財源として地域福祉基金繰入金及びふるさと納税寄附金を充当しております。

次の老人福祉費では、前年度清算に伴う国及び県への返還金を計上し、財源として介護保険特別会計からの繰入金を充当しております。

次の児童福祉総務費では、住民基本台帳系のネットワークで使用するパソコンの設定費を計上しているほか、財源更正として、子ども・子育て支援計画のニーズ調査に対する県補助金を充当しております。

次の 4 款、衛生費の予防費では、システム改修に要する経費と前年度清算に伴う国庫補助金の返還金を計上しております。

続いて、26 ページを御覧ください。次の健康増進費では、運動教室に係る経費の組替えと前年度清算に伴う国庫補助金の返還金を計上しております。

次の環境衛生費では、事務費と解約に伴う墓地使用料の返還金を計上しております。

次の新型コロナウイルス感染症対策費では、県共通予約システムの負担金と前年度清算に伴う国庫支出金の返還金を計上しております。特定財源は、県負担金へ充当する国庫補助金でございます。

続いて、5 款農林水産業費の農業振興費では、みかわてらすの修繕料、農地流動化助成金の増額及び農地集積補助金の返還金を計上しております。特定財源として、農地流動化助成金へ農業振興対策基金からの繰入金を、返還金へ農地集積協力金の返還金を充当しています。

次のダム管理費では、通知額に基づく県営事業負担金の増額を計上し、財源として県営ダム保全対策

事業債を充当しております。

続いて、28 ページを御覧ください。

**○議長（花川大志君）** 説明の途中ですが、企画財政課長、説明を止めてください。

お諮りいたします。昼食の時間が近づいてまいりましたが、このまま会議を続行したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（花川大志君）** 異議なしと認めます。よって、このまま会議を続行いたします。企画財政課長、失礼をしました。続いてお願いいたします。

**○企画財政課長（松嶋良治君）** はい。28 ページになります。かんがい排水費では、東三成地区導水路と里山田排水機場の除じん機の修繕工事に係る経費を計上しております。特定財源は、かんがい排水事業債でございます。

次の水車の里フルーツトピア費では、遊具等の修繕料を計上しておりますほか、財源更正として、指定管理委託料に充当する過疎対策事業債を増額計上しております。

次の治山費では、県営治山事業に関連した矢掛・江良・小田地区の治山流路工対策工事に要する経費を計上し、財源として治山事業債を充当しております。

次の6 款商工費、商工振興費では、空き家活用新規創業支援事業補助金と商品開発等支援事業補助金を増額計上し、財源としてふるさと納税寄附金を、空き家活用新規創業支援事業補助金については当初予算分計上分も含めて、充当しております。

次の観光費では、やかげ西町イベント広場の指定管理委託料及び必要な消耗品・備品の購入費用及び来場者用駐車場整備のための用地費及び工事費を計上しております。特定財源は、駐車場整備に充当する過疎対策事業債でございます。

続いて、30 ページを御覧ください。次の7 款、土木費建築行政費では、定住促進助成金の増額を計上しております。

次の道路橋りょう総務費では、公用車の修繕料を計上し、財源として自動車共済金を充当しております。

次の道路維持費では、橋りょう点検委託料と、羽無東線1 号橋補修工事に係る経費の増額を計上しております。特定財源は、羽無東線1 号橋補修工事に係る国庫補助金と過疎対策事業債でございます。

次の道路新設改良費では、町道運動公園線建設に係る経費の組替えと、狭あい道路整備に係る経費の増額、町道谷川内東線整備に係る上下水道への補償費を計上しております。特定財源は、国庫補助金と道路新設改良事業債及び過疎対策事業債でございます。

次の都市再生整備費では、国庫補助金と過疎対策事業債の財源更正でございます。

32 ページを御覧ください。8 款消防費、消防施設費では、水出し操法訓練場整備に係る経費の工事費から負担金への組替えと消火栓に関する水道事業への負担金を計上しております。

次の9 款教育費、教育委員会費では小北中学校組合負担金を、事務局費では給食食材費高騰対策として、小北中学校組合の給食会計への補助金を計上し、財源として新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を充当しております。

次の外国青年招致事業費では、助成金の活用により町予算での事業執行が必要なくなったため、経費の減額を計上しております。

次の小学校費、学校管理費では、トイレの洋式化改修に係る設計委託料と、太陽光発電設備の電力計更新に係る負担金を計上しております。

次の小学校教育振興費と、34ページの中学校教育振興費では、理科教育備品の購入費用を計上し、特定財源として国庫補助金を充当しております。

次の社会教育総務費では、吉備真備公園の館址亭及び公園トイレの改修に係る修繕料及び保光会補助金、伝建防災計画委託料の増額、矢掛町音楽協会の運営に対する補助金等を計上しております。

特定財源として、伝建防災計画委託料へ国庫補助金を、吉備真備公園内のトイレ改修へふるさと納税寄附金を充当しております。

次の公民館費では、美川公民館のトイレ改修経費の増額と、富士ベークライト株式会社からいただいた寄附を充当しての小田公民館への補助金を計上しております。美川公民館のトイレ改修については、ふるさと納税寄附金を充当しております。

次の美術館費では、講師送迎に掛かるタクシー借上料を計上しております。

次の文化センター費では、36ページにかけまして、2階ホワイエのカーペット更新に係る修繕料及びジャズコンサート開催に係るイベント委託料、大判プリンターの更新費用等を計上しております。特定財源は、イベント委託料に充当するふるさと納税寄附金でございます。

次の保健体育総務費は、経費の組替えでございます。

次の体育施設管理費では、総合運動公園の遊具等の修繕及びスポーツベンチの更新費用及び小田球場の受電設備の修繕費用を計上しており、財源として総合運動公園関係の経費へふるさと納税寄附金を充当しております。

次の海洋センター費では、自動残留塩素計の更新費用を計上しております。

次の10款災害復旧費では、応急対応のための修繕料と、小田八幡谷排水路の復旧工事に要する経費を計上しております。特定財源は、排水路復旧工事へ充当する災害復旧事業債でございます。

続いて、38ページを御覧ください。公債費では、町債の繰上償還元金を計上しております。特定財源は、減債基金繰入金でございます。

次の諸支出金では、渡邊基金費では、貸付収入を修繕料に充当したことに伴う積立金の減額を、減債基金費では、昨年度借り入れた過疎対策事業債の元利償還金の3割相当額の積立金を、ふるさと応援基金費では、寄附金の増額分から返礼品等の経費及び実施事業への充当分を差し引いた額の積立金を、それぞれ計上しております。

最後に、予備費といたしまして、71万2,000円で調整をいたしております。

以上で、事項別明細書の説明を終わらせていただきます。よろしく願いいたします。

**○議長（花川大志君）** 福祉介護課長。

**○福祉介護課長（稲田由紀子君）** それでは、議案第63号、令和5年度矢掛町介護保険特別会計補正予算（第1号）について、御説明申し上げます。

今回の補正につきましては、保険事業勘定で、歳入歳出それぞれ1億300万円を増額し、補正後の総額を21億2,500万円とさせていただくものでございます。

内容につきましては、事項別明細書で説明させていただきます。6ページをお開きください。

まず、歳出から御説明いたします。8款諸支出金は、令和4年度の決算に伴う国、県、町及び支払基金への返還金でございます。まず、1項償還金及び還付加算金8,806万5,000円の増で、内訳といたし

ましては、支払基金への返還金が667万8,000円、国への返還金が4,406万2,000円、県への返還金が3,732万5,000円でございます。次に、2項繰出金は、一般会計への返還金として1,486万7,000円としております。次に、9款予備費6万8,000円の増で調整しております。

続きまして、歳入についてでございますが、一番上の段を御覧ください。9款繰越金、前年度繰越金1億300万円を追加しております。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

**○議長（花川大志君）** 副町長。

**○副町長（山縣幸洋君）** それでは、議案第64号、令和5年度矢掛町水道事業会計補正予算（第1号）について、説明申し上げます。

まず、第2条業務の予定量でございますが、建設改良計画で、配水設備費を1,500万円増額して8億7,853万円とするもので、その下の老朽施設整備費、これを6,000万円増額しまして1億5,880万円とするものでございます。

次に、第3条の資本的収入及び支出でございますが、資本的収入を7,000万円増額して9億3,900万円とし、資本的支出を7,500万円増額して11億2,200万円とするものでございます。

詳細につきましては、後ほど説明させていただきます。

一枚おめくりいただきまして、2ページ、第4条企業債でございます。起債の限度額を6,000万円増額して5億9,700万円とするものでございます。

次に右側のページで3ページで、水道事業会計補正予算（第1号）実施計画書でございます。

資本的収入及び支出でございますが、収入につきまして、工事負担金を840万円、企業債を6,000万円、他会計からの出資金を160万円それぞれ増額をいたしまして、補正後の資本的収入総額で9億3,900万円といたしております。

内容といたしましては、工事負担金では、町道改良工事に伴います配水管の移設工事負担金、また、工場用地造成に伴います給水管理設工事負担金でございます。企業債では、市街地舗装高質化工事の実施に伴う老朽管更新工事費の増に伴う企業債の増額でございます。他会計からの出資金では、町道改良工事に伴います消火栓設備の移設整備に対する基準内出資金でございます。

次に、下の支出でございますが、建設改良費7,500万円の増額で10億4,383万円といたしております。

内訳でございますが、配水設備費では1,500万円の増額で、内容といたしましては、町道藤ノ棚線改良工事に伴います配水管移設工事、また、工場用地造成に伴います給水管理設工事、設備故障に対応するための施設修繕工事費などでございます。その下、老朽施設整備費6,000万円の増につきましては、企業債の増と同じで、市街地舗装高質化事業の実施に伴います老朽配水管更新工事費の増額でございます。

続く4ページは、実施計画説明書でございますが、説明が重複いたしますので省略させていただきます。

続きまして議案第65号、下水道事業会計補正予算（第1号）でございます。

まず、第2条資本的収入でございますが、資本的収入総額での補正はございませんで、施設整備費の財源調整を行うものでございます。

内容といたしましては、国庫補助金の配分額の決定によるもので、企業債を1,400万円増額して1億6,820万円とし、負担金を15万円減額して2億9,723万6,000円、補助金を1,385万円減額して7,890

万円とするものでございます。

続いて第3条企業債でございますが、起債の限度額を1,400万円増額して1億6,820万円とするものでございます。

次の2ページには、それぞれ計画書・計画説明書を添付しておりますが、説明のほうは省略させていただきます。

以上でございます。

**○議長（花川大志君）** 企画財政課長。

**○企画財政課長（松嶋良治君）** それでは、議案第66号、令和5年度矢掛町横谷財産区特別会計補正予算（第1号）について、御説明申し上げます。

補正額は40万円の減額で、補正後の総額を歳入歳出それぞれ200万円にするものでございます。

内容につきましては、事項別明細書で説明させていただきたいと思っておりますので、6ページをお開きください。まず、2段目の3の歳出の1款、管理会費でございますが、地区の防犯灯設置修繕に係る経費に対する補助金で10万円でございます。次の2款財産管理費では、上の歳入の前年度繰越金の確定に伴う運営基金積立金の調整を行っております。

議案第66号について、説明は以上でございます。

続いて、議案第67号、令和5年度矢掛町西川面上財産区特別会計補正予算（第1号）について、御説明申し上げます。

補正額は歳入歳出それぞれ10万円を追加いたします。補正後は、それぞれ50万円となります。

事項別明細書で説明させていただきますので、同じく6ページをお開きください。2段目の3歳出でございますが、地元の常夜灯の修繕経費の一部を自治会に対して補助するものでございます。財源は、上の2歳入にありますように、運営基金からの繰入金を充てることといたしております。

説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

**○議長（花川大志君）** 以上、条例改正、指定管理者指定、計画変更の各案件、また、令和5年度各会計補正予算に関する議案について、町長から提案理由の説明並びに担当課長等からの説明が終わりました。

~~~~~

**○議長（花川大志君）** お諮りいたします。本日の会議はこの程度にとどめて散会とし、次の本会議を明日6日の午前9時30分から再開いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（花川大志君）** 異議なしと認めます。よって、本日はこれにて散会とし、次の本会議は明日6日の午前9時30分から再開と決しました。

それでは、これをもって散会といたします。皆様、お疲れさまでした。散会。

午後 0時15分 散会